官

目

次

地域 係る対象施設周辺 財象外国公館等に

東京都港区

まで、麻布十番三丁目用八番から十四番まで、麻布十番三丁目九番から十四番まで、麻布十番二丁目九番から十四番まで、麻布一丁目二番から七番まで、元麻布二丁目一番及び二番、南麻布三丁目一番から六番まで及び八番から二十七番ま南麻布一丁目一番から六番まで及び八番から二十七番ま

敷地対象外国公館等の

東京都港区

南麻布一

丁目 番

(次の図面に示す部分に限る。)



(号 **発 行** (原稿作成 外) **内閣府** 国立印刷局)

〔その他告示〕

♥周辺地域の静穏の保持に関する法の国会議事堂等周辺地域及び外国公館 O重要施設の周辺地域の上空における 法律第五条第一項、第二項及び第三小型無人機等の飛行の禁止に関する を指定する件 (外務三一〇) 項の規定に基づき対象施設の敷地等 律に基づく告示 (同三一一)

そ の 他 示

) 〇外務省告示第三百十号

国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域 に関する法律(平成二十八年法律第九号)第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外 李在明大韓民国大統領来日に際し、 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止

を次のとおり指定する。

帝国ホテル 令和七年八月二十日

外務大臣

岩屋

毅

期間	令和七年八月二十	年八月二十三日から令和七年八月二十四日まで
所在地対象外国公館等の	東京都千代田区	内幸町一丁目一番一号
敷地対象外国公館等の	東京都千代田区	内幸町一丁目一番(次の図面に示す部分に限る。)
地域係る対象施設周辺対象外国公館等に	東京都千代田区	番から八番まで、有楽町二丁目一番から五番まで日比谷公園一番、有楽町一丁目一番から三番まで及び五内幸町一丁目一番から三番まで及び五番から七番まで、
	東京都中央区	銀座八丁目二番から八番まで、野座七丁目二番から八番まで、銀座七丁目二番から八番まで、銀座七丁目二番から七番まで、銀座六銀座四丁目一番、銀座五丁目一番から七番まで、銀座六
) -		
域に含まれるものと 当該区域に接する道路 に含まれる道路の区間 一 側端の一方のみが	野の区間並びの表の対象	にこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域「1888888888888888888888888888888888888
る区域に接する水面2三 側端の少なくとも	小面及び線路敷の区間はこも一方がこの表の対象	4間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。2対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げ
在京大韓民国大使館	館	
期間	令和七年八月二十	月二十三日から令和七年八月二十四日まで
所在地対象外国公館等の	東京都港区	南麻布一丁目二番五号

 \triangleright

0

 \bigcirc

備考

「次の図面」 は省略し、 その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

る区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。| 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げ

辺地域」として指定する。関する法律(昭和六十三年法律第九十号)第四条第一項の規定に基づき、 李在明大韓民国大統領来日に際し、李在明大韓民国大統領来日に際し、 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持 次の地域を 「外国公館等

総理官邸周辺地域 令和七年八月二十日

> 外務大臣 岩屋

> > 毅

Ē			地	期
更大国条三丰 司力北			域	間
	間並びにこれらの域に含まれない道側端の一方のみ	東京都港区	東京都千代田区	令和七年八月二十
	の道路の区間に接する交差点。 道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区みが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百	目(一番及び二番) 番から十番まで)、赤坂三丁目(一番から八番まで)、虎ノ門二丁赤坂一丁目(一番から六番まで、八番及び九番)、赤坂二丁目(一	霞が関二丁目、霞が関三丁目、永田町一丁目、永田町二丁目	- 三日から令和七年八月二十四日まで

東京国際空港馬辺地域

官

三				
帝		地	期	
国ホテ		域	間	
ル周辺地域	間並びにこれらの地域に含まれない道域に含まれない道域に含まれない道域に含まれない道域にある。	東京都大田区	令和七年八月二十	
	の道路の区間に接する交差点。 道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区一項が右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百みが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百	羽田空港一丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目	十三日から令和七年八月二十四日まで	

		地	期
		域	間
東京都港区	東京都中央区	東京都千代田区	令和七年八月二十
門一丁目(一番)、西新橋一丁目(一番から六番まで)新橋一丁目(一番から五番まで及び九番から十八番まで)、虎ノ	番まで)で)、銀座七丁目(二番から七番まで)、銀座八丁目(二番から七で)、銀座七丁目(一番から六番まで)、銀座六丁目(二番から八番ま銀座五丁目(一番から八番ま	谷公園で)、有楽町一丁目、「有楽町二丁目(一番から五番まで)、日比で)、有楽町一丁目、内幸町二丁目、「霞が関一丁目(一番から四番まり。」	-三日から令和七年八月二十四日まで

五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区側端の一方のみが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百

٠.				
月	目に			
			四	
	地	期	在京	
	域	間	大韓	
間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。 域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区間のうち当該区五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区側端の一方のみが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百側端の一方のみが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百	丁目、麻布十番三丁目、麻布十番四丁目元麻布二丁目、元麻布三丁目、元麻布三丁目(十二番及び十三番)、麻布十番二東京都港区南麻布一丁目、南麻布三丁目(一番から六番まで及び八番から十	令和七年八月二十三日から令和七年八月二十四日まで	民国大使館周辺地域	間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。 域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区域に含まれない。